

第3章 バリアフリー化に向けた基本的な考え方

第3章 バリアフリー化に向けた基本的な考え方

3-1 基本理念

つながりを力に「誰一人取り残さない」まちづくり

つくば市におけるバリアフリー化を進めるためには、市民・行政・学校・研究機関・事業者・関係団体などの様々な関係者がしっかりとつながり、それぞれのバリアフリー化に向けた意識が高まることで、初めてハード・ソフト両面における一体的なバリアフリー化が実現できます。SDGs※の基本理念である「誰一人取り残さない」という想いを持って、誰もが安心して自分らしく生活できる、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

(※Sustainable Development GOALS：持続可能な開発目標)

3-2 基本方針

つくば市のバリアフリー化に対する課題を解決するため、バリアフリー化に向けた基本理念を踏まえ、市全域に関する方針として以下の基本方針を定めます。これらの基本方針に基づき、交通事業者等と連携しながら、一体的なバリアフリー化の実現に向けて取り組んでいきます。

基本方針1

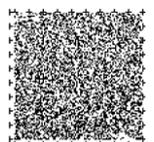
「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けた整備・改良に取り組めます

誰もが移動しやすいまちを目指し、様々な関係者が連携しながら歩道の段差や傾斜の解消及び効果的な点字ブロックやわかりやすい案内看板の設置などを進めるとともに、切れ目のない保守管理を実施していきます。

また、整備・改良をする場合は、施設間における移動の連続性を考え、必要に応じて新たな技術や先進的な事例を取り入れることも検討します。

さらに、これらの取り組みを推進するには、誰もが利用しやすい公共交通とのつながりが大切ですので、これからも交通事業者と連携しながら利便性の向上に取り組んでいきます。

このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。



基本方針2

「心のバリアフリー」を育む環境づくりに取り組みます

施設や設備などのハードの整備だけでは本当のバリアフリー化は達成できません。高齢者や障害者などの様々な市民がお互いをしっかりと理解することは、助け合いの心を育てる第一歩であり、困っているときに周囲からの声かけや手助けがあれば、どのような人にとっても移動しやすい環境になります。

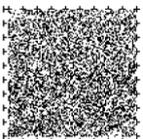
学校での教育を始めとした様々な機会を通じて「心のバリアフリー」を育む取り組みを進めるとともに、これらの様々な市民による交流を後押ししていきます。

基本方針3

公共施設におけるバリアフリー化に取り組みます

市内のバリアフリー化を進めるためには、まず、つくば市が所有する公共施設のバリアフリー化に積極的に取り組まなくてはなりません。新たな施設を建設するときはもちろん、すでにある施設においてもバリアフリー化を進めていきます。

バリアフリー化に当たっては、施設内における合理的配慮（一人ひとりの困難さに合わせたサポート）の手法も考えながら、様々な関係者と連携し、すべての人が使いやすい施設を目指します。



このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。

3-3 施策の体系図

【バリアフリー化に向けた基本的な考え方】

【関連施策】

基本理念 つながりを中心に「誰一人取り残さない」まちづくり

基本方針1 「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けた整備・改良に取り組みます

誰もが移動しやすいまちを目指し、様々な関係者が連携しながら歩道の段差や傾斜の解消及び効果的な点字ブロックやわかりやすい案内看板の設置などを進めるとともに、切れ目のない保守管理を実施していきます。

また、整備・改良をする場合は、施設間における移動の連続性を考え、必要に応じて新たな技術や先進的な事例を取り入れることも検討します。

さらに、これらの取り組みを推進するには、誰もが利用しやすい公共交通とのつながりが大切ですので、これからも交通事業者と連携しながら利便性の向上に取り組んでいきます。

基本方針2 「心のバリアフリー」を育む環境づくりに取り組みます

施設や設備などのハードの整備だけでは本当のバリアフリー化は達成できません。高齢者や障害者などの様々な市民がお互いをしっかりと理解することは、助け合いの心を育てる第一歩であり、困っているときに周囲からの声かけや手助けがあれば、どのような人にとっても移動しやすい環境になります。

学校での教育を始めとした様々な機会を通じて「心のバリアフリー」を育む取り組みを進めるとともに、これらの様々な市民による交流を後押ししていきます。

基本方針3 公共施設におけるバリアフリー化に取り組みます

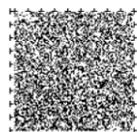
市内のバリアフリー化を進めるためには、まず、つくば市が所有する公共施設のバリアフリー化に積極的に取り組まなくてはなりません。新たな施設を建設するときはもちろん、すでにある施設においてもバリアフリー化を進めていきます。

バリアフリー化に当たっては、施設内における合理的配慮（一人ひとりの困難さに合わせたサポート）の手法も考えながら、様々な関係者と連携し、すべての人が使いやすい施設を目指します。

1. バリアフリーマップ等を活用した移動等円滑化の推進
2. つくばの玄関口のおもてなし機能向上
3. 駅前広場におけるバリアフリー化の推進
4. つくバスにおける乗り降りのしやすさの向上
5. 歩道の改修時における改善策の検討
6. 公園施設におけるバリアフリー化の推進
7. 歩道における継続的な維持・補修の実施
8. 新技術を用いた移動の連続性の確保
9. 合理的配慮支援事業による民間事業所のバリアフリー化の推進
10. つくバスの利便性向上
11. つくタクの利便性向上
12. 交通事業者との連携

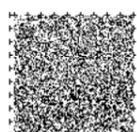
13. ユニバーサルデザインの理念の浸透
14. 妊産婦への理解の促進
15. 障害者差別の解消に向けた関係者間の協議の促進
16. 「心のバリアフリー」を育む学校教育の推進
17. 本人・家族・地域が一体となった認知症バリアフリーの推進
18. スポーツやレクリエーション活用を通じた交流機会の創出
19. ジオガイド等を対象とした講座による啓発の促進
20. 交通安全教室による啓発の推進
21. 日本人と外国人が共生できる環境づくりの推進
22. 性的少数者への理解を促進するためにセミナーの開催

23. 公共施設におけるバリアフリー化の推進
24. 職員研修による理解向上・意識啓発の推進
25. 障害者差別解消法の理念の啓発・周知
26. 窓口等における新技術の活用
27. サインガイドラインによる統一的な案内サインの活用



このマークは音声コード「Uni-Voice」です。

このマークは音声コード「Uni-Voice」です。



3-4 関連施策

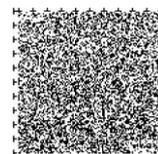
バリアフリー化の機運をより一層高め、マスタープランをより実行性のあるものにするために、3つの基本方針に紐づく具体的な取り組みについてを関連施策として設定します。

関連施策の推進にあたっては、各施策が相互に連携しながら、進捗確認や効果検証を実施していきます。また、社会情勢の変化や技術の革新を踏まえながら、新たな取り組みについても継続した見直しを図っていきます。

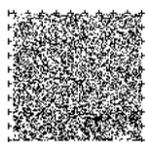
基本方針1 「誰もが移動しやすいまち」の実現に向けた整備・改良に取り組みます

番号	関連施策	概要
1	バリアフリーマップ等を活用した移動等円滑化の推進	公共施設や商業施設におけるバリアフリー設備情報等をまとめた「つくば市バリアフリーマップ」を更新するとともに、市内に発着点がある公共交通を網羅した公共交通マップや、公共交通事業のガイドを作成・配布し、すべての方が安心して移動できる環境づくりを継続して進めていく。
2	つくばの玄関口のおもてなし機能向上	つくばの玄関口であるつくば駅周辺におけるイベント情報の発信や誰でも分かりやすい案内表示等を検討し、おもてなし機能の向上を図る。
3	駅前広場におけるバリアフリー化の推進	駅前広場においては、市民の利便性等を考慮した上で、バリアフリー化に対する見直し等を行い、改修の際は、可能な限り周辺施設等との連続性を確保し、駐車場における利便性の向上を含め、つくば市の玄関口としてふさわしい駅前広場となるよう検討する。
4	つくバスにおける乗り降りのしやすさの向上	バス乗降の際は、運転手によるソフト面のサポートとあわせて、乗降場所のハード面における乗り降りのしやすさも重要となることから、誰もが利用しやすい乗降場所となるよう継続的に検討していく。
5	歩道の改修時における改善策の検討	市道において、バリアフリー化の必要性を考慮し、改修に向けた判断を行う。また、改修の際は、国のガイドライン等を参考とした上で、可能な限り歩道の段差や傾斜の改善と適切な点字ブロックの配置を検討する。

このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。



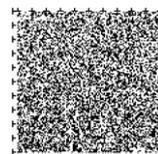
番号	関連施策	概要
6	公園施設におけるバリアフリー化の推進	公園施設においては、市民の利便性等を考慮した上で、バリアフリー化に対する見直し等を行い、改修の際は、可能な限り公園内における移動の円滑性を確保するとともに、公園外との移動の連続性を確保できるよう検討する。
7	歩道における継続的な維持・補修の実施	既存の歩行空間の状況を点検し、誰もが歩きやすい歩道を目指して、継続的な維持・補修の実施に努める。
8	新技術を用いた移動の連続性の確保	新技術の実装に向け、複数関係者の連携の下で実証実験を行い、移動や乗継における連続性・安全性・有用性といった検証を踏まえ、本導入への調整を進める。
9	合理的配慮支援事業による民間事業所のバリアフリー化の推進	市内小売店舗等の事業者が障害者の来店に対応できるよう、段差改修工事や物品購入費用の一部、コミュニケーションツール購入費用を補助し、民間事業者における合理的配慮の取り組みを支援する。
10	つくバスの利便性向上	バス停圏域を 500m から 300m にすることで、地域からの要望等の移動需要に合わせ、居住地により近い場所にバス停留所を設置することで利便性の向上を図る。
11	つくタクの利便性向上	つくタクにおける「電話が繋がらない」、「予約が取れない」といった利便性における課題や、乗合率及び収支率が低いことによる持続可能性における課題を改善するため、AI オンデマンドシステムの導入に向けた検討を進める。
12	交通事業者との連携	各種協議会、会議体等を通じ、TX、バス事業者及びタクシー事業者並びに近隣の自治体と連携を図り、公共交通の乗継場所やダイヤ改正時の乗継時間の調整、催事や運行管理等に係る情報の共有を図る。



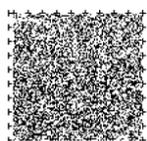
このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。

基本方針2 「心のバリアフリー」を育む環境づくりに取り組みます

番号	関連施策	概要
13	ユニバーサルデザインの理念の浸透	ユニバーサルデザインの理念を広く周知することで、バリアフリーマスタープランとの相乗効果をもたらし、多様な関係者におけるバリアフリー化の取り組みの後押しにつなげる。
14	妊産婦への理解の促進	マタニティマークキーホルダーを配布し広く活用してもらうとともに、マタニティマークを見かけた際の心づかい等を周知することにより、妊産婦にやさしい環境づくりを推進する。
15	障害者差別の解消に向けた関係者間の協議の促進	地域の障害福祉関係者が集う場において、各関係者が障害者差別の解消や合理的配慮に係る状況を十分に把握することで、周知方法や啓発活動に向けた意見交換や協議を促進させる。
16	「心のバリアフリー」を育む学校教育の推進	教育活動の全体を通じた道徳教育や人権尊重の精神を涵養する人権教育、さらには、つくばスタイル科における福祉教育を推進するとともに、教職員においても研修等を進めていく。
17	本人・家族・地域が一体となった認知症バリアフリーの推進	認知症の本人同士が自らの体験や要望などを語り合う場や、本人をはじめ家族や地域の人、専門職がそれぞれの情報を共有する場を作り出すとともに、本人や家族を応援する「認知症サポーター」を着実に養成していくことで、認知症の方が地域の中で安心して暮らすことのできる認知症バリアフリーを推進していく。
18	スポーツやレクリエーション活用を通じた交流機会の創出	「スポーツフェスティバル&つくパラ」や「おひさまサンサン生き生きまつり」をはじめとした様々な市民の交流機会を創出し、障害者スポーツを通じた理解の増進や、レクリエーション活動を通じた市民相互の理解といった心のバリアフリーを育む取り組みを推進する。
19	ジオガイド等を対象とした講座による啓発の促進	筑波山地域ジオパークにおける認定ジオガイド等を対象とし、ユニバーサルデザインを始めとした講座を開催することで、各ジオガイドにおける「心のバリアフリー」の啓発を促進する。



番号	関連施策	概要
20	交通安全教室による啓発の推進	子どもからお年寄りまでの多様な市民に交通安全教室を実施し、歩行時や自転車運転時、自動車運転時における交通ルール等を啓発することで、通行者同士が思いやりを持ち、気持ちよく移動ができる環境を創出する。
21	日本人と外国人が共生できる環境づくりの推進	日本人と外国人がともに安全で安心して暮らせる環境を目指し、児童・生徒を対象に異文化への理解を深めるための講座を開催するとともに、外国人相談窓口の運営や外国語広報紙・多言語ホームページにおける情報発信等、地域における外国人住民の生活を円滑化するための支援を実施する。
22	性的少数者への理解を促進するためにセミナーの開催	性的多様性に関する意識醸成を図るため、セミナーを継続的に実施する。



このマークは音声コード
「Uni-Voice」です。

基本方針3 公共施設におけるバリアフリー化に取り組みます

番号	関連施策	施策概要
23	公共施設におけるバリアフリー化の推進	つくば市公共施設バリアフリー化整備方針を策定し、施設整備の設計段階で障害者・高齢者等の意見を取り入れる仕組みを構築することを明記し、より望ましい施設のバリアフリー化を促進する。
24	職員研修による理解向上・意識啓発の推進	各障害の疑似体験や、障害者との交流活動等による研修を実施することで、障害者に対する合理的配慮を学ぶとともに、認知症サポーター養成講座やLGBTQ+の人権課題についても、配慮事項や留意点などの具体的なポイントを学ぶことで、市民の視点に立ったサービスの提供を目指す。
25	障害者差別解消法の理念の啓発・周知	障害者差別解消法に掲げる「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」等について、職員への研修・啓発を実施することによって、職員が障害の特性を理解した上で、障害者に適切に対応できる公共施設を目指すとともに、市民や事業者等に対しても障害者差別解消法についての周知を進める。
26	窓口等における新技術の活用	認識した音声をリアルタイムで字幕表示する透明ディスプレイ（シースルーキャプションズ）を窓口等で活用することで、声を聞き取りづらい方とのコミュニケーションの円滑化を図る。
27	サインガイドラインによる統一的な案内サインの活用	市の施設等においては、ユニバーサルデザインを踏まえた統一的な案内サインとなるよう、サインガイドラインを必要に応じて適切に活用していく。

